香芝市立下田小学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

3 いじめの理解

- いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することが起こりうる。そのため、 加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観 者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努め る。その中で、いじめを教員に伝えたり、いじめに対して否定的な反応を示したりするなど、いじ めを抑制する行動のできる「仲裁者」を育てていくことが必要である。
- いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、毅然とした 態度で指導する。
- いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と 日頃から連携した取組を行う必要がある。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効に行うため、組織的な対応を行うための中核となる組織として、いじめ対策委員会を設置する。【別紙I】

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。【別紙2】

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、けんかやふざけ合い、ささいな事象と見えるものの中にもいじめがあると考え、ささいな兆候も見逃さず、早い段階から的確に関わりいじめを積極的に認知する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童及びその保護者に対し、徹底して子どもを守り通す姿勢を伝えるとともに、今後の指導方針を伝え、本人及び保護者の了解を得ながら進める。加害児童に対しては、気持ちや状況を十分に聴き取るとともに、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、教育的配慮のもと、児童の発達段階を考慮したうえで人間的成長につなげるべく毅然とした態度で指導する。

なお、いじめの被害・加害児童だけでなく、周囲の児童それぞれへの人間的成長につながるよう に継続的な指導と支援を行うものとする。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月の期間止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つの要件が満たされている必要がある。この考えを踏まえ、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き、被害児童及び加害児童や周りの集団を十分観察し、必要に応じて関係機関とも連携し、心のケア・支援を行うことが必要である。

(5)家庭や地域との連携

社会総がかりで子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、地域の関係団体等といじめの問題について協議する場を設け、いじめの防止等の対策を家庭や地域と連携を図り、推進する。

(6)関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い、連携の強化に努める。

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行う。

なお、事態によっては、市及び教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

7 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において PDCA サイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。